

松崎町休業要請対象一覧

区 分	施 設
飲食業	レストラン、料理店、焼肉店、そば店、ラーメン店、すし店、居酒屋、喫茶店、スナック
宿泊業	ホテル、旅館、民宿、キャンプ場、簡易宿所
ダイビング	ダイビング
遊漁船	釣り船、マリーナ業

留意事項)

- ・ 静岡県の休業要請の対象外となる風営法の許可・届出のないスナックは、松崎町の協力金の支給対象とします。
- ・ テイクアウト及び通信販売のみの飲食業の営業は、協力金の支給対象とします。
- ・ 移動販売車のみの飲食業は、対象外となります。
- ・ 町の休業要請に応じるよう対応したが、連休明けの事業再開を予定し予約を受け付けていた分について一部対応できなかった場合は、状況により支給対象としますので、ご相談ください。